

・市長より
東京都知事の緊急記者会見の趣旨を踏まえ、当市対策本部として市長名で注意喚起の文書を作成する。

市関係者から陽性反応者が出た場合について

・健康課より

「日常的な新型コロナ対策・健康観察・消毒等の実施」に基づき、保健所と協力し、職員の行動範囲を特定し、閉鎖場所の特定及び消毒計画を立案する。

・福祉保健部より

職員の感染が発覚した場合を想定し、その際の対応を速やかに行えるようにする。
各対策部会議事録については概略や資料を随時出すようにする。

庁舎・施設の消毒

・総務部より

庁舎関係はローテーションで消毒対応を行っている。

・福祉保健部より

対応の詳細を資料提出お願いしたい。

・職員課より

職員向け通知「新型コロナウイルスに関する対応について（通知）」について、東京都知事による緊急記者会見を踏まえ、職員に周知する。原則、土日出勤の自粛を促すが、人事異動に伴う業務引継ぎ期間の延長は行わない。

・市民部より

新型コロナウイルス感染症の影響による納税相談については、市ホームページ上に掲載している。

・教育長より

市役所第二庁舎の清掃業者に手袋着用をお願いしたい。

・健康課より

マスクの放出について、国より「都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄の積極的放出について（依頼）」が届いており、放出について報告をすることとなっている。各部確認をお願いしたい。
「小金井市医師会からのメッセージ（新型コロナウイルス感染防御について）」を昨日掲載した。

・環境部より

「（小金井市医師会）新型コロナウイルス感染症への注意喚起」について、下から三行目の文言を調整してほしい。

・議会事務局より

今年度について、議長会会長市として対応しているが、四月総会は書面だけの会議とし、理事会及び局長会は中止とする。

・生涯学習部より

東京オリンピック・パラリンピック2020について、3月24日のIOCによる延期表明に伴う生涯学習部の対応は下記のとおりとなる。

カウントダウンボードの電源消灯

横断幕の撤去

各種会場予約のキャンセル

関連契約の変更等

聖火ランナーに係る対応

施設関連従事者への休業補償

・福祉保健部より

国分寺市は各公共施設等の休止期間を4月15日までとしているとのこと。
機会があれば事情を聴いてほしい。

・学校教育部より

学童保育の受入について、1日平均3人、最多9人、最小0人であった（資料参照）。

- ・教育長より
J-COMより子ども向けメッセージの依頼あり。受諾した場合は当部会で内容調整する。
- ・市長より
引き続き学校が休校となった場合、給食野菜をどうするか？
- ・学校教育部より
3月当初の対応同様、給食食材のPRに努める等対応する。

3 本部会議の開催について

- ・福祉保健部より
今週末の情勢を見て、医師会と調整の上、来週開催することとしたい。
- ・市長より
Twitterを活用し、若年層にかかるPRを行う。
市ホームページのトップページのパナーを有効活用する。現在は1種類のパナーのみ掲載されているため、パナーの種類を増やす。

以上で終了

(宛先) 管理職者

小金井市新型インフルエンザ等対策本部

本部長 西岡 真一郎

(公印省略)

感染症対策に係る時差出勤制度の実施期間の延長について (通知)

感染拡大防止を目的として、令和2年2月27日及び3月2日付けで職員の時差出勤制度の活用について周知したところですが、下記のとおり、実施時期を延長いたしますので、その趣旨を鑑み、制度の活用に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 実施期間

(変更前)

正規職員・再任用職員：令和2年2月28日から3月31日まで

非常勤嘱託職員・臨時職員：令和2年3月3日から3月31日まで

(変更後)

当面の間

2 問い合わせ先

市長部局及び行政委員会

総務部職員課人事研修係 (内線2503)

総務部職員課労働安全衛生担当 (内線2507)

教育委員会

学校教育部庶務課庶務係 (内線3804)

事務連絡
令和2年3月 日

(宛先) 管理職者

小金井市新型コロナウイルス等対策本部
本部長 西岡 真一郎
(公印省略)

ピューラックス (消毒液) による消毒の実施の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、令和2年3月19日から庁舎内等におけるピューラックス (消毒液) による消毒の実施を行ってきているところですが、昨今の情勢から実施期間を延長せざるを得ないと考えております。

つきましては、下記のとおり延長して実施いたしますので、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 実施期間

(変更前)

令和2年3月19日 (木) から令和2年3月31日 (火)

(変更後)

当面の間 (令和2年4月末日を目途とするが、更に延長もありえます。)

問合せ先

総務部地域安全課地域安全係 稲山

内線：2417

福祉保健部健康課健康係 本木・近藤

内線：2952

コミュニティ文化課が所管する施設の臨時休館等（継続等）について

■小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）：臨時休館の延長

■集会施設：令和2年3月27日から臨時休館

■はけの森美術館：所蔵作品展の会期を4月1日～5月10日に変更（3月31日まで休館）

施設名	臨時の対応をとる期間	通常の休館日
小金井 宮地楽器ホール(小金井市民交流センター)	3月18日～3月31日 ⇒4月1日～4月13日 (14日は休館日)	2・3火曜
市民会館（萌え木ホール）	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	2・4火曜
東小金井駅開設記念会館（マロンホール）	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	2・4木曜
前原暫定集会施設	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	2・4月曜
婦人会館	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	2・4月曜
上之原会館	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	2・4月曜
前原町西之台会館	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	2・4水曜
桜町上水会館	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	2・4水曜
貫井北町集会所	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	水曜
貫井北町中之久保集会所	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	月曜
前原町丸山台集会所	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	月曜
貫井南町三楽集会所	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	水曜
東町友愛会館	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	月曜
中町桜並集会所	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	月曜
貫井北五集会所	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	月曜
中町天神前集会所	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	水曜
東町集会所（東センター内）	3月16日～3月31日（新規貸出中止） ⇒3月27日～4月12日（臨時休館）	1・3火曜
はけの森美術館	4月1日から5月10日までの会期を 4月14日から5月10日までに変更	月曜

令和2年3月26日
生涯学習部

【社会教育施設の臨時休館等の延長措置】

東京都知事から感染爆発の重大局面であることが表明されたことを踏まえ、市民の安全を確保することを第一に考えるとともに、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、市施設等の臨時休館等の対応について引き続き延長する。

施設名	期 間	対 応
図書館本館・別館、西之台会館 図書室 緑・東・貫井北分室	3月6日～3月31日 ⇒4月30日まで延長 3月6日～3月31日 ⇒4月30日まで延長	休館(4/20まで予約資料貸し出しのための臨時窓口を開設) ※4/21～4/30はシステム入替のため全館完全休館
公民館本館、貫井南・東・緑・貫井北分館	3月6日～3月31日(新規貸出中止) ⇒3月27日から4月12日まで臨時休館	期間中新規貸し出しを中止のところ、利用についても中止(3/27から)
文化財センター	3月6日～3月31日 ⇒4月13日まで延長	休館
総合体育館	3月6日～3月31日 ⇒4月12日まで延長	窓口を除き利用中止(トレーニング室は3/2から利用中止)
栗山公園健康運動センター	3月6日～3月31日 ⇒4月12日まで延長	窓口を除き利用中止(トレーニング室は3/2から利用中止)
一中クラブハウス・テニスコート	3月2日～4月7日 ⇒4月12日まで延長	開放中止
南中学校テニスコート夜間開放	3月2日～3月31日 ⇒4月12日まで延長	開放中止
総合学院テクノスカレッジ体育館開放	3月中	開放中止
上水公園運動施設 (グラウンド・テニスコート)	3月27日～4月12日	利用中止
市テニスコート場	3月27日～4月12日	利用中止

校庭開放事業 小学校9校 13時～17時	3月26日～4月5日	開放中止
-------------------------	------------	------

送信日時: 2020/03/28 16:47:47

発信者: [REDACTED]

宛先: [REDACTED]

件名: フォームメール(市長へのEメール)

操作ログ: [REDACTED] 市長へのEメール:最終操作:2020/03/30 08:33:50

このメールはフォームメール(市長へのEメール)より送信されたメールです。

氏名: [REDACTED]

メールアドレス: [REDACTED]

性別: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

市長へのご意見・ご要望:

下記、東京都にも同文を送信しましたが、ご検討ください。

夜間の外出を自粛、の要請をされていますが、理屈がわかりづらいです。理屈がおおらないことは誤解をまねき、かえって意図しない結果を生むかと思えます。たとえば買い物などもできれば同一の時間帯でなく、分散して行われたほうが人の密度は下がるはずで、夜間外出禁止することで、買い物の時間帯がせばめられ、かえって人の密度が上がるのではないのでしょうか。夜間外出を自粛する理由はおそらく「夜遊び」や「飲み会」を自粛という事なのかと思いますが、であれば夜間外出ではなく、「飲み会や遊興などで同居以外の者との接触を避ける」といった文言に変えたほうが良いのではないのでしょうか。また、この取り組みは長期にわたるものになるかと思えます。そのためには、やらないほうが良いこと他に、やってもいいことも提言するほうが良いと思えます。たとえば、イギリスではこのような要請が出ています。

https://news.yahoo.co.jp/byline/kobayashiginko/20200322-00169177/?fbclid=IwAR3R84nyg9Nhkh0xGoFssbITAsu7oC-gmYwd07_iCfBPjdc0laxx7TEjGHA

「ソーシャル・ディスタンシング」の内容は、

- ・新型コロナウイルスに感染していると思われる人を避ける
- ・必要時以外、公共の交通機関を使わない
- ・できる限り、在宅勤務
- ・レストラン、パブ、クラブ、劇場などに加え社交的なイベントに出かけない
- ・友人や(普段は一緒に住んでいない)家族と集まることも避ける
- ・主治医に連絡を取るときは、電話やオンラインを利用すること。

逆に、やっていいことは

- ・国民医療サービス(NHS)のウェブサイトなどを見て、自宅で運動する
- ・家でできることを楽しむ。読書、料理、ラジオやテレビを視聴するなど
- ・健康的な食事をする
- ・窓を開けて、新鮮な空気を家に入れるようにする
- ・戸外を散歩あるいは走る。ただし、ほかの人と2メートルほど距離を取る

特に、戸外でなるべく距離をとりつつ散歩、ランニングなどは、長期にわたる自粛でたまるストレスをうまく軽減出来ると思えます。ここを勘違いしてずっと家にこもりきりでなくてはいけないと思込んでいる方も見受けられます。それが度を超すとストレスや不安から買い占め行動や自暴自棄になる、家庭内での暴力といった行動につながるおそれがあるのではないのでしょうか。自粛要請は、もう少し上記のような具体的な例もあげつつ行うのが良いかと思えます。

ご検討よろしくお願ひします。

※こちらの意見に書面での回答は必要ありません。よろしければメールでのご回答をいただければと思います。

市民の声

新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望

令和2年3月26日

東京都

国への緊急要望

東京都

中国から端を発した新型コロナウイルスは、今はヨーロッパや北米をはじめ世界中で猛威を振るっており、日本でも全体では持ちこたえているものの、東京はじめ都市部を中心として、危機的な状況が表面化している。

これを放置した場合、ヨーロッパなどで顕在化している都市封鎖(ロックダウン)まで懸念されており、今が今後を左右する重大局面である。

そのため、国、地方、国民など、総力を結集して、この国難を乗り切る必要があり、日本の首都であり、その影響が顕著に顕われる東京都として、直ちに取り組むべき以下の事項について、国に緊急要望する。

1 新型コロナウイルスに関する水際対策の徹底・強化

中国では、一旦収束しかけた感染者の動向が、海外在留者の帰国により、増加に転じた経緯がある。

今後、数多くの海外の在留邦人の帰国が想定されており、感染拡大を抑制するとともに、絶対起こしてはならないロックダウンに備えるためにも、空港や物流拠点等における検疫・入国管理体制の強化など水際対策に万全を期すこと。

2 感染症法の規定を踏まえた軽症者対応基準の明確化

欧州で起きているオーバーシュート、それに伴う地域の医療体制が受けるであろう医療崩壊などの深刻な影響を防ぐため、重症患者を優先する医療体制の構築を掲げたことは評価する。

しかし、現在はまん延防止の観点から、入院治療の必要のない無症状者も含めて、感染症法の規定に基づく入院の対象とされており、軽症患者・無症状者の運用上の取扱いとして、自宅や宿泊施設での療養を可能とすること。

3 感染拡大を防止する一時滞在施設の確保

軽症患者等であっても、高齢者や基礎疾患のある同居親族への家庭内感染リスクを下げるためには、自宅療養だけでなく、宿泊施設等の一時滞在施設での療養が有効な方策となる。

特に、東京は、都民だけでなく、海外や全国から多くの人が訪れる都市の特性がある。

都としても都民が利用する施設確保に最大限協力する。

国においても、武漢からの帰国邦人への対応の際と同様に、国立の宿泊可能施設を提供するなど、都内での一時滞在施設の確保に最大限努力すること。

4 陽性患者発生時の学校閉鎖基準等の明確化

学校の一斉休校要請措置からの春休み以降の再開に向けて、大学および小中高校向けのガイドラインを早期に示したことは評価する。

しかし、万が一、学校内で陽性患者が発生した場合における、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖等の基準は示されていない。

そのため、科学的・疫学的根拠に基づく、今回の新型コロナウイルス対応した学校における閉校判断基準など、危機管理体制のあり方について早期に指針を示すこと。

5 国が全力で取り組むべき新型感染症・緊急経済対策

今回の「国難」ともいえる新型コロナウイルス感染症は、国民の命や健康だけでなく、経済、消費行動、人や物の流れ、先行きの見えない心理的不安など、東京や日本の隅々にまで深刻な影響をもたらしている。

こうした国家の重大事に責任を果たすべき政府として、あらゆる手段を総動員した新型コロナウイルス感染症対策と、本来の日本の国力にまで押し上げ、回復軌道を見い出す経済対策にしっかりと取り組むこと。

6 共同戦線で取り組む全自治体への大胆な財政措置

現下の危機的状況を乗り切るためには、国はもとより、地方、産業・企業、大学・学校、地域・民間団体、国民などオールジャパンの総力を結集して取り組む必要がある。

そのため、地方自治体の財政負担に対しては、従来の特別交付税による対応だけでなく、東日本大震災における特例的な対応などを参考に、全ての地方自治体の負担に対し、大胆な財政措置を講じること。

7 感染爆発重大局面における国の対応方策の検討

感染者数が急増しており、感染源が不明な患者の割合が多いこと、院内感染も発生している状況などについて、まず、国に対して迅速に情報提供を行う。

それを踏まえ、国においても、早期に今後の対応方策について、新型インフルエンザ特別措置法の運用方法を含め検討し、その結果を都に速やかに情報提供すること。

3/19 (木)			3/20 (金)			3/21 (土)			3/22 (日)			3/23 (月)			3/24 (火)			3/25 (水)			3/26 (木)		
A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C
11:30前 私学等	11:30学校 一学係	11:30以降 学係受入	最大人数	11:30前 私学等	11:30学校 一学係	11:30以降 学係受入	最大人数	11:30前 私学等	11:30学校 一学係	11:30以降 学係受入	最大人数	11:30前 私学等	11:30学校 一学係	11:30以降 学係受入	最大人数	11:30前 私学等	11:30学校 一学係	11:30以降 学係受入	最大人数	11:30前 私学等	11:30学校 一学係	11:30以降 学係受入	最大人数
0	43	2	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	22	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	35	2	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	42	0	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	36	0	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	32	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	34	2	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	23	2	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	37	1	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	33	1	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	41	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	24	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	27	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	18	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	39	2	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	26	2	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	46	0	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	24	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	23	1	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	18	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	588	13	603	1	607	15	623	1	682	2	685	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	588	13	603	1	607	15	623	1	682	2	685	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

みなみ卒所を扱う会